

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		旭区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
0 相談支援事業所の概要		昨年度				今年度			
0-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 大阪福祉事業財団							
	法人所在地	大阪市城東区古市1丁目20番82号							
	事業所名称	旭区障がい者相談支援センター							
	事業所所在地	大阪市旭区太子橋1丁目16番24号							
	電話番号	06-4254-2339							
	ファックス	06-6951-2541							
	実施曜日	月曜日から土曜日 但し、第2第4土曜日は閉所							
	実施時間	9時から17時30分							
	同一場所で実施しているその他の事業	指定相談支援事業							
	実施法人で実施しているその他の事業	別紙参照							
	事業所の特長	旭区障がい者相談支援センターは、大阪福祉事業財団あさひ希望の里が母体施設であり、あさひ希望の里は、40年近くにわたりこの旭区で知的障がい者の福祉事業を行ってきました。また平成15年より大阪市から委託を受けて相談支援事業にも取り組んできており、知的障がい児や精神障がいをお持ちの方の支援にも多く関わって参りました。多問題を抱えるケースや、触法問題、重度の精神障がいの方など困難と言われるケースにも多くの支援を行ってきた実績があります。様々な障がいをお持ちの方や多くのケースに関わってきた経験や繋がりを生かしながら、地域に根ざした頼れる支援センターを目指し日々支援に取り組んでいます。加えて法人には、通所・入所の障がい児者施設や保育所、高齢者関係施設、救護施設、病院と様々な社会福祉事業を行っており、地域に加えて法人内での連携を行うことで、相談者のトータル的な支援を行えるようにしています。							
0-2 事務室等について		昨年度				今年度			
	事務室	<input checked="" type="checkbox"/> 専用		<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用		<input type="checkbox"/> 共用	
	相談室	<input checked="" type="checkbox"/> 専用		<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用		<input type="checkbox"/> 共用	
	その他	<input checked="" type="checkbox"/> 専用		<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用		<input type="checkbox"/> 共用	
0-3 職員の状況		昨年度				今年度			
		常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員	
		専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務
			4人				3人		
0-4 職員の勤務体制		昨年度				今年度			
		常勤相談員3名を配置しています。勤務時間については、1日8時間とし、9時から17時の勤務者と9時30分から17時30分の勤務者に振り分け、センターの開所時間を9時から17時30分としています。また、時間外や事務所に相談員が不在の場合には、固定電話から携帯電話に転送され、相談員が対応出来る状態になっています。昨年度配置していた、事務員については、相談支援専門員の資格を取得し、計画相談の相談員兼委託相談の事務員として勤務しています。				25年度兼務職員が4名であり26年度は3名となっていますが、25年度は計画相談専門の職員をカウントしていたために、4名となっていました。委託相談支援の配置人数は変わらず3名であり、勤務体制にも変わりはありません。			
0-5 ピアカウンセリングの実施状況		昨年度				今年度			
		障がい名	実施曜日	実施時間	障がい名	実施曜日	実施時間		
		発達障がい		要望に応じて実施					

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名	旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1 事業運営全般	昨 年 度	今 年 度
1-0 理念・基本方針		
	<p>理念</p> <p>私ども、大阪福祉事業財団では、利用者援助と地域福祉を大きな柱の一つと位置づけ、利用者・相談者に寄り添った実践・援助に取り組むこと、地域における福祉の推進力を高めることを基本理念として謳っています。</p> <p>当支援センターにおいては、運営法人が掲げる理念のもと、区の相談支援センターとして、当事者やその家族、支援機関、地域住民の方などから、気軽に相談ができ、地域から信頼される相談センターを目指します。</p> <p>生活の主体者は、当事者の方です。当事者の方には、それぞれの考え方や価値観・ベースがあり、それらに基づいた生活スタイルがあります。相談支援業務にあたっては、相談者の方の現在の生活スタイルを尊重しながら、目指す生活を当事者の方と支援者で共有し、無理のないベースで、自分らしい豊かな生活づくりを支援します。</p> <p>地域の福祉力の向上にあたっては、自立支援協議会をはじめ、多くの地域の委員会や会議に積極的に参加し、地域の様々な分野の団体や機関などとの連携・連携を強めます。また、その中で地域における福祉課題を明らかにしながら、その開発・拡充に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、当事者の方が、主体的に自分らしい生活作りを行えるような支援を行います。 2、当事者の方の必要に応じたチームをコーディネートし、当事者の方と支援チームが同じ目的を持って支援を行います。 3、区の相談支援センターとして、どのような多問題を抱えるケースにも対応が出来、各事業のバックアップが行えるだけの質の向上を常に目指します。 4、地域の福祉力の向上に向けて地域との関わりを強く持ち、課題の抽出、資源の開発に取り組めます。 	

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-1 運営体制		昨 年 度		今 年 度	
1-1-① 事業運営の評価		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取組みを示す中・長期的な計画が定められている。	2	<p>中長期計画について、相談センター内においての提案・論議に留まり未だ完成していません。今年度中には、完成させる予定です。</p> <p>旭区相談支援センター中長期計画を26年度中に完成させ、基本方針の具体化を行います。</p>	3	<p>旭区相談支援センターの中長期計画を策定しました。しかし、具田的な計画にまで仕上がっておらず、理念のみにとどまっている状態です。</p> <p>今後はより実効的な計画となる計画の策定を進めていきます。</p>
b	中・長期的な計画を踏まえた年度ごとの事業計画を策定している。	2	<p>事業計画は策定していますが、中長期計画の策定が完了しておらず、それらを踏まえたものになっていません。</p> <p>27年度事業計画においては、中長期計画に基づいた計画の策定を行います。</p>	3	<p>中長期計画は策定されたものの、それを踏まえたものとなりきれおらず、中朝長期計画の見直しも必要です。</p>
c	中・長期計画、年度ごとの事業計画に基づき事業を実施し、その結果を評価している。	3	<p>これまで通り事業計画は、年度ごとに策定し評価を行なっていますが、中長期計画が策定されていないため、それに基づいた評価になっていません。</p> <p>現在行っている中長期計画の検討・策定を完了させ、次年度にはそれらを踏まえた評価をできるようにします。</p>	3	<p>前述の項目にあるように、中長期を策定することのみとられ、真に有効な計画となり得ていないため、現計画をもとに中間見直しを行います。</p>
d	事業の評価の結果は、次期計画に反映している。	3	<p>大幅な書式の変更等は行えておらず、これまで通りの計画となっています。</p> <p>中長期計画とともに、内容の改善を図ります。</p>		

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2 適切な相談支援の実施		昨年度		今年度	
1-2-① 自己決定の尊重		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	4	各関係機関や当事者の方などの関係をさらに拡充し、情報の収集を行っています。センター内においても支援等の中で得た情報をすぐ共有化しています。収集した情報は、各事業種別ごとにパンフ等をファイリングし、各相談者の状況に応じて、閲覧して頂いたり、見学の調整、同行などの支援を行います。それにより、相談者方が必要な情報を得ることができ、見学・体験することで、イメージをもてるよう、支援をしています。 今後も相談活動を通じて、多くの情報がセンター集中されるように努め、相談者方のニーズにあった情報を提供できるようにします。また、相談者の方の状況に応じて利用に向けた見学や体験のサポートを行います。		
b	障がいに応じたコミュニケーション手段を保障している。	3	大きく状況に変化はありませんが、相談員のスキルの向上により、簡単な手話を行えるものが配置されています。また、継続して専門職方々とも連携をとれる状態にしています。 今後も、相談員のスキルアップを行うと共に、各専門機関との連携を強めます。		
1-2-② エンパワメントの重視		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパワメントが図られるよう努めている。	3	相談者の方には、これまでの生活歴の中で、自己肯定感を持ちにくい方も多くおられます。支援にあたっては、受容やストレングスに着目し、相談者の方のエンパワメントが図られるよう心掛けています。また、ケース会議には、極力当事者の方にも参加していただき、ニーズの実現に向けて、主体的に考えていただくようにしています。セルフヘルプグループの立ち上げについては、実施機関への聞き取りや会への参加などを行い、当センターにおいても、検討は行っていますが余力がなく現在のところ実現できていません。 今後もこれまで同様にストレングスに着目しながら、自己肯定感、エンパワメントを高められるよう支援を行います。		

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	意思伝達に制限のある人の場合、手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。	4	手話や筆談などの手段を必要に応じて用いるのは当然のことながら、伝え方や文章や言葉選びなど、その方の病状や障がい特性にあわせてコミュニケーションをとるようにしています。 今後も、相談者の方がより自身の意思を伝えられる方法等を検討し、こちらの意思も明確に伝わるよう対応を行います。		
b	一度の面接では意思確認等が困難であるような、著しく意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わりを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	4	相談者の方の様子、反応を伺いながら、相談者の方のペースに合わせて支援を行なっています。また、相談援助技術や発達保障理論、障がい特性の理解を進め、サインの発見やアプローチ法などスキルアップを行っています。 今後も相談者の方の真のニーズを引き出させるよう、スキルアップや集団論議を進めていきます。		
c	意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるなど、コミュニケーションを行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	4	それぞれのケースに応じて、これまでの関わりのある支援者や知人など、相談者の要望や必要に応じて、協力者の方の同席をお願いするなどをしています。また、要望があれば当事者方とは別に、協力者の方からお話を聞くなど、当事者方の要望や希望をたたく理解できるように努めています。 今後引き続き、相談者の方のニーズを的確に把握する意味でも、多くの方に協力していただきながら、支援を行っていきます。		

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-④ 権利擁護		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めているような支援に努めている。	4	相談支援にあたっては、常に相談者の立場にたち、相談者のもつ権利を守る立場で支援を行っています。権利侵害を行なっている側には、それを行っている意識がないことも多く、相談支援側がそれを責めるのではなく丁寧し説明し、当事者の方の理解者・協力者となっ ていただけるように努めています。それにより、当事者の方たちのサービスや社会資源利用の拡充や、地域での生きづらさを少しでも軽減し、地域の中でいきいきと自分らしい生活づくりが行えるように努めています。 今後も利用者方が様々な負の経験や不安から自分の中に閉じ込めてしまっている本来のニーズを引き出し、それぞれの人にあった資源や情報を提供出来るよう支援を行います。		
b	人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。	4	今年度も人権侵害と思われる事案が発生した場合は、迅速に対応をし、必要に応じて行政に連絡を行いました。対応としては、aにも記したとおり、人権にかかわる理解を求めることを基本として対応を行っています。 今後もこれらに対して、敏感かつ迅速に対応し、当事者の方の人権擁護の立場にたちきり支援を行います。		
c	虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。	4	虐待については、疑いの場合も含めて、原則行政への報告を行っています。また、必要に応じてその後の改善に向けた取組についても支援を行っています。但し、相談者が区役所への通報を拒否し、かつ当支援センターの介入によって、問題が解決されると判断した場合には、行政への通報を行わないこともありました。 今後も虐待問題に関わっては、行政への連絡を原則とし、協力し合いながら支援を進めます。また、障がいのみならず、高齢者や児童の虐待においても、障がいをお持ちの方の関われがあれば、必要に応じて支援を行います。		

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3 地域・他機関との交流・連携		昨年度		今年度	
1-3-① 他の関係機関との連携		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組みを提案するなど、協議会の活性化に努めている。	4	<p>自立支援協議会には積極的に参加しています。協議会においては、旭区に必要な社会資源の検討や部会作り、相談支援体制の連携強化など様々な取組みを行っています。</p> <p>今後も地域課題を明らかにしながら、地域の中で必要な体制作りや社会資源の開発をすすめていきます。</p>		
b	協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	4	<p>年数を重ねるごとに比例して、協働できる機関や団体等は増えています。地域の中はもちろんのこと、市外・府外においても協働できる関係機関は増えています。</p> <p>今後も、より多くの機関等との連携を拡充し、利用者の方それぞれにあった情報の提供及び支援を行えるようにしていきます。</p>		
1-3-② 地域の障がい者の状況把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	4	<p>関係機関や地域団体等との関係拡充や地域への周知を行うことで、より地域の障がいをお持ちの方の情報を把握できています。中でも、自立支援協議会の相談支援部会では、各事業所の支援課題や状況等を知ること事ができ、当センターの利用者以外の障がいをお持ちの方の状況を把握しやすい環境となっています。</p> <p>今後も区の中で障がい相談の拠点として、様々な情報が集中される機関となることを目指します。</p>		
b	障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	3	<p>自立支援協議会を始め、地域の関係会議に積極的に参加し、障害支援機関以外の関係者たちと話し合える場を定期的に確保しています。</p> <p>それぞれの会の活動をより活性化させることにより、障がいをお持ちの方や各関係機関のニーズや課題を抽出し、福祉に強いまちづくりを目指します。</p>		

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
c	アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	3	これまでも行ってきたように、自立支援協議会主催の何でも相談会の開催や催しでの相談ブースの設置などで、少しでも相談しやすい環境づくりに努めました。また、地域の中で当センター周知を積極的に行うことにより、地域の中でニーズ把握に努めています。		
			これまで行ってきた活動を中心にこれらがより効果的で充実したものとなるよう努めます。		
1-3-③ 地域の社会資源の把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	4	フォーマル、インフォーマルを問わず、相談者の方のニーズに沿った、情報や支援を提供できるよう、事業者や専門機関、団体等の把握を行っています。		
			旭区地域のみならず、近隣区の事業所の状況やより広い範囲での専門機関の情報把握に努めます。		
b	学校園・ハローワークなど関連機関の情報を収集している。	4	支援学校や地域学校の支援学級担当者の方とは、定期的な会議の場があり、その中で必要に応じた情報を得ることができています。ハローワークについては、定期的に情報へ得られる状況にはありませんが、必要があればすぐに情報を得るようにしています。		
c	民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	3	地域ネットワークやボランティア団体とは、以前から交流が持っており、民生委員とのつながり強化が課題でした。今年度は、区民生員の全大会及び各10地域の民生員の会議にも出席させていただき、区相談センターの役割や、今後の協力についてもお願いすることができました。		
			今後も地域区民の方々に対し、当センターの啓発を行いつつ、障がいをお持ち方の生活を地域で支えることができる体制作りを行っていきたくと思います。		
d	駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	3	これまでどおり、あたらかもまちづくり計画の活動等とおして、障がいへの理解・啓発なども含め、住みよいまちづくりの活動に参加しています。		
			今後も継続的に上記の取り組みに積極的参加し、街づくりの活動を行います。		

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		旭区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取組み		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	3	<p>社会資源の開発にあたっては、今年度自立支援協議会より、区独自の事業として「登校支援事業」実施を提案し、区に予算要求を行いました。</p> <p>今後も自立支援協議会等の地域の会議や、日々の相談支援活動を通じて、地域における課題の抽出を行い、新たな社会資源の開発に取り組んでいきます。</p>		
1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけないことが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	4	<p>区相談支援センターとして、区内における困難ケースは積極的に対応しており、当然のことながら、どのようなケースであっても、センターとして、対応できないケースはありません。行政や他の相談支援関係事業所等に対しても当センターの役割について周知しています。バックアップにおいても、相談支援部会などを状況を聞かせてもらうなどして、必要に応じて支援を行っています。</p> <p>今後も区相談支援センターとしての自覚を持ち、当センターではどのようなケースでも対応し、相談者のみならず支援機関への支援機関としての役割をはたしていきます。</p>		
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a	障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	3	<p>個々のケースにおける協力や機関紙の配布、各地域の会議周りなどを行い、センターの周知活動に努めています。活動を継続する中で、少しずつではありますが、地域の中で区相談支援センターの役割の周知ができていると思います。</p> <p>今後も積極的に地域への啓発活動を行い、相談センターの周知を行います。</p>		
b	地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発的活動に積極的に取り組んでいる。	3	<p>自立支援協議会やこころネットなど、地域での活動の中で住民との交流や区民向けの講習会などを開催しています。</p> <p>地域諸会議等を通じてより積極的に障がいへの理解などの啓発に努めます。</p>		

事業所名	旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1-4 その他の取組み	昨年度	今年度
	<p>相談支援センターでは、多くの入退院に関わる支援をおこなっています。長期入院や施設からの退所等地域移行支援事業に該当する方の支援は、地域の移行相談支援事業所をお願いするようにしていますが、当センターでは、入院期間が6か月に満たない方の退院に関わる支援や精神状態の悪化等などによる緊急的また計画的な入院の支援もおこなっています。これらの支援の積み重ねにより、多くの精神に関わる病院の特徴の把握やワーカー、医師との関係も構築され連携が取りやすい状況となっています。</p> <p>住宅入居支援についても25年度は6件の入居支援を行いました。支援理由は、家族関係の不和による一人暮らしの開始や、近隣トラブルによる転居、施設から退所（自立訓練）など様々ですが、相談者の必要な支援状況に応じて、物件探しの同行や契約立ち合い、その後定着支援の実施などを行なっています。この支援においても積み重ねにより、不動産屋あるいは家主さんにも協力的に考えていただけるつながりも増えてきています。</p>	

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		旭区障がい者相談支援センター					変更又は改善内容														
2 日々の相談支援業務		平成25年度					平成26年度														
2-1 継続支援対象者数																					
①継続的な委託相談支援を行った実人数（指定相談支援を除く）		障がい種別		前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数										
身体障がい	視覚	2	0	2	0																
	聴覚	0	1	0	1																
	肢体	7	2	3	6	6					6										
	内部	2	0	1	1	1			1		0										
	計	11	3	6	8	7	0	1			6										
	知的障がい	112	5	76	41	41	6				47										
	精神障がい	39	17	17	39	39	10	1			48										
	障がい児	8	2	9	1	1					1										
	重複障がい	11	0	7	4	4			1		3										
	難病・その他	0	1	0	1	1					1										
合計	181	28	115	94	93	16	3			106											
②指定特定相談支援を実施した実人数		身体障がい	知的障がい	精神障がい	重複障がい等	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	重複障がい等	計										
		6人	15人	32人	1人	54人	4人	17人	33人	11人	65人										
2-2 相談支援内容		平成25年度					平成26年度														
①延べ相談件数		身体障がい					知的障がい	精神障がい	重複障がい	その他	計	身体障がい					知的障がい	精神障がい	重複障がい	それ以外	計
		視覚	聴覚	肢体	内部	計						視覚	聴覚	肢体	内部	計					
福祉サービスの利用援助			1	23	1	25	277	204	25	0	531		1	11	1	13	100	154	2	1	270
うち、継続的な支援対象者の件数			1	14	1	16	255	162	24	1	458		1	9	1	11	87	131	1	0	230
社会資源を活用するための支援			1	11		12	102	147	2	3	266		3	12		15	62	154		7	238
うち、継続的な支援対象者の件数			0	10		10	94	116	2	1	223		3	9	2	14	55	133		5	207
社会性活力を高めるための支援				7	3	10	485	1077	7	15	1594		1	13	2	16	313	974	1	13	1317
うち、継続的な支援対象者の件数				7	3	10	479	1053	7	15	1564		1	3		4	295	940	1	13	1253
ピアカウンセリング						0		2		2	4					0				3	3
うち、継続的な支援対象者の件数						0		1		1	2					0				3	3
権利擁護のために必要な援助						0	15	3			18					0	8	21		3	32
うち、継続的な支援対象者の件数						0	14	3			17					0	6	17		3	26
専門機関の紹介			3			3	9	27	1	4	44					0	32	56		2	90
うち、継続的な支援対象者の件数			3			3	9	25	1	1	39		4			4	27	51		1	83
その他				4	1	5	62	69		5	141		4	11		15	44	146		7	212
うち、継続的な支援対象者の件数				4	1	5	61	59		3	128			3		3	37	129		5	174
合計		0	5	45	5	55	950	1529	35	29	2598	0	9	47	3	59	559	1505	3	36	2162
うち、継続的な支援対象者の件数		0	4	35	5	44	912	1419	34	22	2431	0	9	24	3	36	507	1401	2	30	1976
②相談の実施方法		来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計	来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計										
		209件	1444件	738件		2391件	185件	850件	794件	14件	1843件										

事業所名	旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
2-3 日々の相談件数の分析	平成25年度	平成26年度
	<p>まず登録者数について、数字上は登録者が大幅に減少しましたが、これは登録者の整理を行い、1年以上相談のない方については、いったん登録から外す手続きを行ったものであり、支援対象者は実質的には増加しています。登録者の比率については、24年度については、知的が61%次いで精神が21%でしたが、25年度の登録者の障がい別比率を見ると知的が43%、精神が41%となり、精神の比率が大幅に増えています。計画相談の契約については、精神の障がいをお持ちの方が59%となり、多数を占めています。精神の方の比率が高いまたは高くなってきていることは、が「困難ケース」については、やはり、精神に障がいのある方が多いということが理由の一つになっていると思われる。知的においては「多問題」や触法、身体においては重症であったりと、委託相談センターとして、各障がいにおける専門性の必要を強く感じます。</p> <p>支援件数においては、前年に比べ57%の支援合計数となっており、これも昨年度に比べ大幅に減ったように思われますが実質は増加しています。当センターにおいては、委託登録者が計画相談を利用したとしても、計画相談の範囲を超える支援が必要と判断した場合は、委託への登録を継続することになっています。また、支援件数については、計画相談の支援は繁栄されておらず、一人の人が10回電話をしてきても、これは計画、これは委託と相談内容によりカウントを区別しているため、委託相談支援件数が減ったように見える形になっています。</p> <p>支援内容については、福祉サービスの利用援助の割合が24年度25%から25年度18%となり減っており、これは計画相談への移行によるものと思われるが、未だ年間450件を超える相談があったことは、計画への移行が不十分であることも示しています。依然として多いのは社会生活力を高めるための支援であり、これは生活上の不安からくる支援が多くカウントされているため、今後もこの傾向が続くとも思われます。その他特徴的には権利擁護の比率が減っていますが、原因は不明です。また、単発相談の割合は、全体支援数の7%であり、昨年の6%とほぼ変わりありません。</p> <p>相談の方法については、来所9%、電話63%、訪問31%となっており、昨年に比べ大きな変化はありません。電話のパーセンテージが減っているのは、福祉サービスの利用支援が減ったことに関連していると思われる。</p> <p>これまでとの比較や今年度の相談支援件数から、委託相談センターの役割が見えてくると思いますが、今後計画相談が整備されるにつれ、件数事態は減少していくことが予想されます。但し、対応ケースは、困難ケースの割合が益々高くなり、件数では委託相談支援の果たしている役割が見えにくくなると思われます。委託相談支援の専門員については、より高いスキル、知識等専門性も求められそれに伴う研修の義務化も必要と思われます。また、計画相談との関係においては整理が必要です。委託相談支援としての役割を明確にするため、またその役割を果たすためには、委託支援に集中する必要があり、将来的には、計画相談事業は行わない、又は一定期間で指定事業所に引き継ぐ形に切り替える形態にしていく予定です。</p>	<p>登録件数について、若干の増があり、26年度登録者は者106名となりました。障がい種別ごとの登録者割合では、精神障がいの方の割合が45%と一番高くなり、知的の方と合わせると全体の9割近くとなっています。計画相談においても精神の方割合が半数以上占めており、委託相談・計画相談双方において精神の方の支援の比率が高くなっています。精神の方の方の比率が多くなること理由については、昨年度の分析にもあるように、「困難」といわれるケースは、精神の障がいのある方が多いことや発達障がいや高次脳などの方が手帳を取得するケースが増えていることが理由と考えられます。26年度については、委託登録者が計画相談を利用したとしても、計画相談の範囲を超える支援が必要と判断した場合は、委託への登録を継続することにしています。</p> <p>支援件数カウントについて、26年度までについては、計画相談と委託相談の両方に登録している人が存在し、カウントについても同一相談者からの相談であったとしても、支援内容によって委託でカウントしている場合があります。件数については、25年度に比べ500件ほど数が減少していますが、これは計画相談に移行された方々の基本相談が委託相談のカウントの中から消えたためであり、相談件数自体は増加していると思われます。支援件数の障がい別割合では、精神の方の割合が69%と全体の7割近くとなっています。単発の相談は、昨年度167件から今年度は186件と微増しています。単発の相談においても、精神の方の割合が半数以上を占めています。</p> <p>支援内容については、福祉サービスの利用援助の割合がさらに減少しました。平成24年度の福祉サービスの利用援助割合は全体の支援の25%を占めていましたが、25年度には18%、26年度には12%と割合が年々低くなってきています。これは計画相談の利用がゆっくりではあるが進んでいることを示しています。支援内容の中で一番高いは社会生活にかかわる支援であり、割合も61%と全く変わっていません。他の項目では、権利擁護や専門機関相談の割合が微増した程度で大きな変化はありません。相談実施方法は来所が10%電話が46%訪問が47%となっています。相談については、相談者の方が話しやすい場所によって決定します。訪問の割合が増えることは、外出に困難があったり、直接的な支援を必要とされる方が多いことを表していると思われます。</p> <p>今回の相談支援の件数からは、緩やかにはではありませんが、計画相談の利用が地域の中で進んでいることがよくわかりました。しかし、一方で社会生活力の関する援助の割合は非常に高いままでした。先ほどもふれたように、26年度までについては、計画相談の基本相談の範囲を超えると思われるようなものは委託相談支援の業務とカウントしています。日常的な不安感や妄想の頻回な訴え、住居や金銭、人間関係のトラブルなど日常的に多くの相談がセンターに寄せられています。これらの相談は単独の計画相談支援事業所に置き換えれば、すべて基本相談の範囲として対応され、報酬などに反映されないある意味見えない支援となっています。27年度からは、当センターにおいても計画相談移行した利用者については委託相談におけるカウントは一切なくしており、他の計画相談と同様、数字上は見えない支援となります。各指定相談支援事業所においては、これらの基本相談の多さに疲弊し、つぶれてしまうことにならないように、研修会や利用調整、事業所数の拡大、委託相談支援のバックアップの位置づけなどを検討し、地域の相談支援の充実を図ります。</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		旭区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
2-4 住宅入居等支援事業の実施状況		平成25年度							
①実施状況		入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数	入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数		
	身体障がい		1人	1件		1人	6件		
	知的障がい	3件	11人	7件	1件	11人			
	精神障がい	4件	17人	16件	7件	18人	9件		
	重複障がい		2人			2人			
	難病・その他								
	計	7件	31人	24件	8件	32人	15件		
②緊急対応の内訳		時間帯別		平日・休日別		時間帯別		平日・休日別	
	夜間出動	14件	休日出動	4件	夜間出動	5件	休日出動		
	日中出動	10件	平日出動	20件	日中出動	10件	平日出動	15件	
	合計	24件	合計	24件	合計	15件	合計	15件	
	出動要請者		出動内容		出動要請者		出動内容		
	本人	15件	病気・けが等の発生	5件	本人	4件	病気・けが等の発生	5件	
	家主		精神症状の悪化	8件	家主		精神症状の悪化	8件	
	近隣	1件	日常生活上のアクシデント	9件	近隣		日常生活上のアクシデント	1件	
	警察・消防	1件	家事・災害等		警察・消防	3件	火事・災害等	1件	
	医療機関	2件	近隣からのクレーム		医療機関	3件	近隣からのクレーム		
	その他	5件	その他	2件	その他	5件	その他		
2-5 業務委託料の収支精算について		平成25年度				平成26年度			
①歳入		金額	内訳	金額	内訳				
	科目								
	業務委託料	13,432,000円		13,482,000円	住宅入居5件				
	預金利子			382円					
	その他								
	合計	13,432,000円		13,482,382円					
②歳出		金額	内訳	金額	内訳				
	科目								
	人件費	12,926,728円		12,533,984円					
	常勤職員人件費	12,926,728円		12,533,984円					
	非常勤職員人件費								
	その他								
	物件費	505,272円		948,398円					
	報酬								
	賃金								
	報償費								
	消耗品費	355,272円		101,506円					
	印刷製本費								
	光熱水費	150,000円		180,000円					
	通信運搬費			547,122円					
	手数料								
	筆耕翻訳料								
	使用料								
	旅費交通費								
	備品購入費			119,770円					
	その他								
	合計	13,432,000円		13,482,382円					

事業所名	旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
3 区における地域課題について		
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	昨 年 度	今 年 度
	<p>・就学前 旭区の児童発達支援事業所は、実質機能しているのは1か所のみであり、これについては、他区での利用が非常に多い状況にある。また、児童発達支援センターの機能を持つ事業所が旭区にはなく、中核的な役割を果たす事業所がないことも、就学前の資源の少なさの理由のひとつとなっている。</p> <p>・就学後 就学後には、放課後デイサービスが制度化されたことにより、旭区の中でも放課後および長期休暇の支援における社会資源が増えてはいる。しかし、どこも殆ど定員いっぱいの状態で、資源が不足している。また、旭区はいわゆる「預かり方」が多く、他区にあるような専門的な療育や活動に特色があるようなデイサービスが少ない。</p> <p>・総合的な支援の必要性 育児問題や虐待、不登校等の問題に関わり、総合的な支援の必要性を強く感じる。これらの問題の背景には、軽度の知的障がいや精神疾患、発達障がい等の疾患や障がい者が親又は子又はその両方に見られる割合が少なくないと思われる。さらに、そのことに当事者ばかりか、支援者が気づかない、または気づいていても対処できないケースも多いと思われる。これらのことから、子育て支援に関わってはそれらのチームに障がいの専門家（支援者）を配置するべきと考える。必要に応じての障がいの専門家（支援者）の配置では意味がない。支援側が障がい等を見抜けるかも疑問であるし、途中から障がい支援者が加わることは、被支援者にも抵抗が強くなる可能性もある。求められるは、支援開始当初から障がいの専門家（支援者）が加わる必要がある。</p> <p>・就労関係 旭区に絶対的に不足しているのは就労関係の事業所である。就労Aにいたっては、旭区には0か所。就労移行事業所も一か所しかなく、これも非常に不足している。旭区として、これらの資源開発をどのように行っていくのか具体的な計画が必要である。</p> <p>・高齢障害者支援 社会全体において高齢化が進む中、区内障がい者の高齢化も進行しています。そのような状況の中、現在の通所事業形態は、作業所型の施設が中心であり、高齢障害者のニーズとのズレが生じているように思われます。60歳から65歳ぐらいまでの障害者が利用できる障害版の高齢者デイサービスのようなものが必要ではないか。</p>	<p>児童の支援については、昨年度就学前の事業所や専門的療育事業所等の不足を課題に挙げていましたが、それらの社会資源についてはさほど変わりはありません。しかし、自立支援協議会における子ども部会などにおいて、地域での課題などを話し合い年度ごとに取り組みを確認し、各機関や団体が協力しながら、地域課題の解決に向けた取り組みをしています。25年度は登校支援について、26年度は中学生期における職場実習を通じた障がい理解等についての取り組みを行いました。27年度は学校選択制に伴う小学校入学に係る支援や情報提供について取り組みを行う予定です。</p> <p>旭区の地域特性として高齢化の問題があります。旭区の人口当たりの高齢者率は西成区生野区について高く、おのずと障がい者及び介護者の高齢化問題であるいわゆる「老障介護」の状況が市内の中でも進んでいる地域と思われ。旭区自立支援協議会では、27年度の取り組みとして高齢者支援との連携支援体制の構築について検討を進めることになっています。</p> <p>相談支援事業所の拡充・強化については、25年度末には旭区の相談支援事業所は5か所でしたが、26年度には10か所に増えています。相談支援事業所の増加について、引き続き相談支援部会や個別事業所と相談を行うなどを行い、今後も事業所が増加にむけた取り組みを進めていきます。また、自立支援協議会相談支援部会においては、事例検討会や各事業所の状況把握や課題に対する検討など各相談支援事業所の強化を行うとともに、毎月行われているなんでも相談会の実施や各支援学校に出向く出張なんでも相談会の実施に向けた検討を進めてきました。</p> <p>災害時の対策として、見守り相談室や区役所、各相談支援事業所との連携や情報収集の在り方システム作りなどの検討が必要と思われ、今後自立支援協議会等を通じて検討を進めていきます。</p>

事業所名		旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4 自己評価を終えて		昨 年 度	今 年 度
4-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	平成26年11月19日	平成27年11月18日
	出席者からの意見		
	0 相談支援事業所の概要		
	1 事業運営全般		
	2 日々の相談支援業務	<p>・いろいろと積極的にされていることは、よく存じているが、少し自己評価にアピールが少ないのではないか。もっと具体的に書いたほうがよい。</p>	<p>・自身の事業所でも計画相談支援を今後していきたいと思っている。やはり精神の相談が多く基本相談も多そうなので、正直不安になる。</p> <p>・相談員の数も少なく、つぶれてはいけないし、もう少しお金がもらえれば人も増やせるのに。</p> <p>・相談支援部会の記載がない。活発行っているし、委託センターが中心となってやっているのだから、書いた方がよい。(この意見を受けてい加筆した)</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

資料3-3

事業所名		旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
	3 区における地域課題について	<p>・地域課題はその通りであると思う。しかし、放課後デイサービスについて預かり型が多くとあるが、預かっているだけではよくないことは、確かだが他の区は時間ごとに一人ずつの利用で、習い事のようにもなっていることも問題と思う。</p>	

事業所名	旭区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	昨 年 度	今 年 度
	<p>自己評価を終えて、毎回感じるのですが、私たちセンターの強い部分、良い部分をはっきりと確認することができ、今後のセンターの課題整理を行う契機となっています。課題は少しずつ解消されているものの、連続で解消できない課題や新たな課題も生まれ、今後も改善に努めていきたいと思ます。自己評価については、夏ぐらいまでに提出する形で、支援して頂けると、より良いものなるかと思ます</p>	<p>自己評価は、毎年ながら自身の事業所を振り返るよい機会となります。ただ、また違う形として、センターの計画や実績、活動内容に対しての他己評価もあってもよいではと感じます。外部からの評価や指摘を受けることで、今の自己評価の形式よりもさらにより良いものができるのではと感じます。</p>